

令和4年度第1回鹿児島市子ども・子育て会議 会議概要

【開催日時】

令和4年8月10日（水） 14:00～16:20

【開催場所】

鹿児島市教育総合センター3階 青年会館研修室

【出席者】

○委員 18名

前原会長、根路銘副会長、平嶋委員、國分委員、永田委員、西牟田委員、宇都委員、青木委員、富永委員、鬼塚委員、精松委員、西蔭委員、竹井委員、潟山委員、立石委員、米山委員、内村委員、福迫委員

○鹿児島市

こども未来局長、こども政策課長、保育幼稚園課長、母子保健課長、こども福祉課長、こども家庭支援センター所長、保健予防課長、青少年課長、学校教育課長、ほか事務局職員

【会次第】

1 開 会

2 こども未来局長あいさつ

3 委員紹介

4 会長、副会長互選

5 保育部員指名

6 報告事項

(1) 鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の制定について

7 議 事

(1) 「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」における主な施策の令和3年度実施状況と令和4年度実施計画

(2) 第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の取組状況

8 その他

9 閉 会

【会議の内容】

1. 開 会

2. こども未来部長あいさつ

3. 委員紹介

4. 会長、副会長互選

会長に前原委員、副会長に根路銘委員を選出。

5. 保育部員指名

会長より、國分委員、横山委員、平嶋委員、青木委員、富永委員、鬼塚委員、西蔭委員、内村委員、前原委員（会長）を保育部員に指名。

6. 報告事項

(1) 鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の制定について

（会 長）

報告事項について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料1、資料2をもとに説明

（委員）

1. 条例の名称（仮称）について、「未来応援」となっているが、未来ではなく、子ども時代の今の保障をして欲しい。また、それがわかる条例名にしてほしい。
2. 条例に子どもの権利条約の内容はどの程度反映されるのか。
3. 条例の周知について、子どもが権利の主体として尊重されるということを知り、子ども自身が知ることで、自分に意見表明権があることを知る機会を学校などの教育機関で確保できるのか。
4. 子どもに関わる大人にこそ理解してほしいと考えており、大人側（学校・児童クラブ・保育園・幼稚園の先生）が中身について知る研修を行うなどの周知を考えているか。

（事務局）

1. 名称は仮称であるが、未来の元となるのは今なので、子どもたちの権利を守って、未来に繋がるような中身にしたい。
2. 条約の趣旨を踏まえ作成した内容案を外部委員に協議していただき、十分盛り込まれていると考えている。
3. 子どもへの周知は、ワークショップやアンケート、パブリックコメント等で子どもからの意見を聞いて条例に反映したい。
4. 広く一般的に周知を行い、条例で定めた理念に沿って施策が展開されるように周知していきたい。

（委員）

先生の研修の機会や、子どもたちに授業で教えていくといったことを実施してほしい。

名称については、今を応援するよう内容に盛り込むとのことであるが、子どもが条例の名称を見て、自分たちのことを応援してくれていると理解できるような名称にしてほしい。

（委員）

基本理念に、来年から施行される「こども基本法」の記載がないが、これについても条

例に盛り込まれるのか。

(事務局)

こども基本法についても踏まえた上で策定する。

(委員)

子どものための条例であれば、できれば小学生以上が読んで理解できるものがないのではないか。

(事務局)

条例のつくりは子どもの権利を守るという趣旨の為、大人向けの文言が中心になるが、今後パブリックコメントで子どもの意見も募るため、子どもにとって分かりやすい軽易な表現にできるよう工夫したい。

(委員)

条例に法的拘束力はあるのか。

今の子どもたちの困り事などを吸い上げていい条例にできればいい。

(事務局)

条例制定の背景としては、子どもが抱える背景や課題が多様化していることがあり、本市としてはその中で、子どもの権利を守り健やかに育てるような環境を整えるため、その理念を条例で定め、条例に沿って個々の問題について子どもの意見を聞きながら施策を展開するなど、市全体で考えていきたい。

罰則は設けないが、理念に基づいて施策が展開できればと考えている。

(委員)

条例にはすごく期待をしている。

条例は冊子になるのか、リーフレットになるのか。分厚い冊子になると読みづらいのではないか。

(事務局)

どういう形で周知広報するのは今後考えていくが、子どもたちに分かりやすい軽易な表現で周知を図りたい。

(委員)

子どもに特化した条例だから、子どもにも分かる表現でという意見があり、事務局も工夫をするとのことだが、あくまでも条例は大人向けもので、大人の一般の方に分かる表現で作っていてもいいのではないかと考えている。

大人にしっかり分かってもらう条例を作った上で、学校で説明する必要があるれば、子どもが分かりやすいチラシ等つくってもらえればありがたい。

(事務局)

条例は子どもの権利を守るための大人の役割といったものが中心になるため、条例の文言は大人向きになるが、子どもたちが自分自身はどういう権利を持っているかを理解できるよう工夫しながら周知広報に努めてまいりたい。

(委員)

条例制定によって、子どもたちが発言する機会を子どもたちから引き出せるような仕組みにしてほしい。

(事務局)

子どもたちの意見を引き出し、それを生かせる社会づくりができるよう、条例の運用に努めたい。

(委員)

条例は全員が読み込めるわけではないので、条例は綱領的な項目でわかりやすくし、中

身はリーフレット等で示すという形でもいいのではないか。

(事務局)

いただいた意見を踏まえながら検討したい。

(委員)

子どもにとってより望ましい施策をするには、子どもの意見を聞きながらやっていくのが大事だと思う。

(事務局)

これまでは、子どもの権利を守ることについて、大人が主体となって意見を出していたが、子どもの意見を反映させられる仕組みづくりをしたいと考えている。

(会長)

報告事項になっているように、条例制定は別の委員会で具体的に協議されている。事務局は本会議での質問や意見を伝えていただき、反映できるような形をとってほしい。

7. 議事

(1)「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」における主な施策の令和3年度実施状況と令和4年度実施計画

(会長)

議事(1)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2をもとに説明

(委員)

P3「保育士等奨学金返済補助事業」について、奨学金の種類などの条件はあるか。

また、「保育士資格取得支援事業」について、保育所等に勤務する方で資格を持っていない方とはどういう方がいるのか。

(事務局)

「保育士等奨学金返済補助事業」の対象となる奨学金は、日本学生支援機構の奨学金や、交通遺児育英会の奨学金など多種あるので、ご相談いただければと考えている。また、給付型は基本的には対象にならない。

「保育士資格取得支援事業」の対象となる保育所等に勤務している資格を有していない方については、「保育支援員」という保育の補助を行う方などを想定し、そういう方々の保育士資格の取得を支援して、保育士確保を図っていくという施策になっている。

(委員)

奨学金返済補助事業については、広く周知してほしい。

資格取得支援事業の補助対象経費は何か。

(事務局)

保育士資格取得支援事業においては、保育所等に勤務している方の養成施設の受講料を助成している。

また、周知広報については、7月に保育士に対する助成制度をまとめたリーフレットを作成し、県内の養成施設に配布したところである。

奨学金返済補助事業については、奨学金も種類が多いため、対象の奨学金の例示を6つほど挙げているが、それ以外の場合で判断に迷うようであればご相談いただければと考えている。リーフレットが不足したらご連絡いただければ送付する。

(委員)

P19「多胎妊産婦サポーター事業」について、ホームスタート事業との違いを教えてください。また、年子のお母さんも大変だと思いが利用できないか。

P15 の子ども食堂の支援について、人員は完全にボランティアで、食料は食堂の自助努力で確保してくるものなのか。コロナ禍において、食べることが出来ない子どもが増えていのに子ども食堂に対する人間的な支援や食糧の支援は行政の責任ではないかと考えている。予算はどのように使われているのか。

(事務局)

ホームスタート事業について、鹿児島市では、ふじヶ丘保育園の子育て支援センターはらっぱがボランティアにより実施していただいております。双子を育てたことのある母親が要望のある家庭にメンタル的な支援を行っている。多胎妊産婦サポーター事業との違いは、本事業で、多胎児がわかった時から出産して1年後までを対象としている。事業者に委託している内容は家事援助、育児援助、外出補助の3つである。具体的には調整期間で実施には至っていないが早めに事業開始したいと考えている。多胎妊娠判明から1歳を迎えるまでの間にサービスを利用できるのは48時間とし、1回のサービスを2時間、外出の場合は4時間で設定している。自己負担は、非課税世帯を除いた世帯は1時間当たり500円である。事業開始の際は、全ての多胎児の妊産婦に周知したい。年子の母親のサービス利用は現在のところは考えていない。

(事務局)

子ども食堂について、5月末までに登録している団体は35団体ある。

「地域の飲食店子ども食堂プロジェクト事業」は、子ども食堂に地域の飲食店で使えるチケットの作成、配布をしてもらうもので、手を挙げた15団体に実施していただくことになっており、それを踏まえた予算額となっている。

「子ども食堂サロン運営支援事業」は、一つ一つの子ども食堂に補助をするものではなく、受け入れた人材や食材を各食堂への配置・配布などの調整を行うサロンを運営するNPO団体に対して補助を行うものである。

(委員)

多胎妊産婦サポーター事業については、年子のお母さんの利用についてもぜひご検討いただきたい。また、ホームスタート事業も同様のサービスで、需要もあるので、事業者への助成を検討してほしい。

子ども食堂の人員不足や食材不足の実態はあるかどうかの把握はしているか。

(事務局)

サロンを運営する団体からは、そのような実態についての具体的な話はないところである。食材の寄付の申し入れがあればサロンにつないでいる。

(委員)

「子育て短期支援事業」や「母親・父親になるための準備教室」などのサービスを利用していない方の子どもが怪我をして受診に来るケースがこの1、2年で増えている。

新生児訪問時などにこれらのサービスの情報提供は可能か。また、病院からも案内していいのか。

(事務局)

情報提供については、医療機関からも、ぜひしていただければと考えている。

新生児訪問の際には1歳までに受けられるサービスを一通り情報提供しているところであり、地域の民生委員の方などと連携した情報提供ができるよう考えていきたい。

(委員)

P39「指標及び目標一覧」の「十代の人口妊娠中絶率」の算出に妊娠件数を用いていないのはなぜか。

P47「明日の母親と父親のための家庭教育講座」に「配偶者」と表記されているが、「パートナー」とするべきではないか。

(事務局)

妊娠して母子手帳交付まで至らない場合も考えられ、保健所で把握できないところである。

「配偶者」の表記については、ご指摘のとおり、今後検討する必要があると考えている。講座申込時には、妊婦の名前のみ確認させていただいているところである。

(委員)

P9「児童クラブ ICT 化推進事業」について、学校では、GIGA スクール構想で、子どもに 1 人 1 台タブレットを配布し、授業や、新型コロナ対応として持ち帰らせてリモート授業でも活用している。今後は平常時でもタブレットを持ち帰らせて調べ学習等に使用させる検討をしている。その場合、児童クラブでも、タブレットを持ち帰った子どもが調べ学習に端末を使用できればいいと考えるが、今後そのような考えがあるか。

(事務局)

市設置の児童クラブは市内に 180 か所あり、その全てにパソコンと Wi-Fi 環境の整備を進めているところである。Wi-Fi の接続については、同時に 40 回線が使用可能であり、子どもがタブレットを持ち帰った際に、児童クラブで使用できる環境づくりを目指している。

(委員)

市立病院の院内学級は今年度から全てオンライン授業となっているが、院内学級を受けるには、転校の手続きが必要なため、授業を受けるまでに 2 週間ほど期間を要している。

退院後の学校の行きやすさや、学校側の生徒の病気を理解した学校生活の支援につながるので、ICT を活用し、入院した子どもが在籍している学校の授業をオンラインで受けられるようご検討いただきたい。

(委員)

P31「性に関する指導推進事業」について、対象は何年生からになるのか。また、条例に関連するが、現在子どもたちが自分の権利を学ぶ機会があるか。虐待を受けている子どもが相談する窓口について情報提供しているか。

(事務局)

「性に関する指導推進事業」の対象学年については、把握をしていない。

権利を学ぶ場について、学校では子どもたちに、自分の身の回りや地域の課題を主体的に考えていこうという主権者教育を実施している。今後も関係機関と連携を図りながら子どもたちに考えさせていきたい。また、各学校には、主権者教育に関する全体計画の作成を求めているところであり、今後教育活動が充実していくと考えている。

(事務局)

子どもの虐待に関する相談について、就学児の場合は、通学している子どもの虐待に関する相談について、担任の先生や養護教諭が窓口になるものと考えている。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも状況に応じて教育委員会から派遣されており、それらにより対応しているところである。

(委員)

学校では子どもたちが困ったときの相談先について、チラシ等で教えているが、虐待を受けていても親を庇って言わない子もいるので、普段の表情や服装、傷に注意して、言え

ない子どもを救いたいと考えている。

性教育については、小学校 1 年生から子どもの発達段階に応じて少しずつやっている。

**(2) 第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の取組状況**

(会 長)

議事 (2) について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 3-1, 2, 3 をもとに説明

(委員)

4 年度の待機児童が 1 3 6 人で、全国の市町村で 3 桁なのは、鹿児島市と明石市だけと聞いたことがあるが、その通りか。

(事務局)

全国の待機児童は国が集計中で発表されていないところである。

(委員)

表の見方を確認したいが、量の見込みの実績値が現在施設に入れている園児の数、計画値が実際の需要で、その差し引きの数が施設に入りたくても入れない人数ということではいか。

(事務局)

量の見込みの計画値は、児童の推計値に保育の利用率の見込みを踏まえてこのくらいの需要があるだろうと積算したものとなる。

一方、実績値は 4 月 1 日付での利用申込の数となる。

(委員)

確保方策の実績値は、保育所・認定こども園・企業主導型保育施設の利用定員を足し算するとこの人数だけ入るスペースを全体で準備している、ということではいか。

(事務局)

その通りである。

(委員)

最終的に、「確保方策の実績値－量の見込みの実績値」がマイナスの場合、その人数が施設を利用できない人数となるので、そこが利用できるように、増築や定員増で対応していくということではよろしいか。

(事務局)

確保方策の実績値は、利用定員の総数になるため、保育士等の不足などがあることで利用定員の数だけ受入れられていない施設もあれば、利用定員を超えて受入れている施設もあるため、「確保方策の実績値－量の見込みの実績値」はあくまで利用定員上の数で算出されたものとなる。

(委員)

2 号認定の確保方策の実績値は、例えばうちの保育園だと 6 0 人という数字が入っていると思うが、実際は 9 0 人近く入っている。現実の入所児童数と役所が設定した利用定員という数は乖離がある。そういった現実とは違う数字を、待機児童解消のための計画の大事な部分に使うことが不思議でならない。現実的な数字を踏まえて、計画を立てた方がいいのではないか。また、就学前人口が減少するという事も踏まえた検討を、今回の計画

見直しで行っていただくよう要望する。

(事務局)

利用定員と実態との乖離がどの程度あるのかということを含めてしっかり調査をして、計画を見直していきたい。整備等については実態と今後の見通しをしっかりと踏まえて検討していきたい。

(委員)

表の中に新2号という数字が出てこないが、制度上新2号という言葉がある以上、表に入れていただきたい。というのは、新2号の児童は園内では2号認定と同じ生活をしているため、2号認定の補完をしていると私は認識している。待機児童対策について分析する際にはあって然るべき数字ではないかと考える。47ページでは一時預かり事業が増えるという見込みだが、新2号とリンクしていくし、そうした時にどんな施策が必要かということが私たちにとっては非常に大切なことになるので、新2号についての保育幼稚園課の考えをお聞きしたい。

(事務局)

この計画上では新2号は、「2号(B)教育ニーズ」の欄に実績値が入っている。令和4年度を見ると量の見込みの計画値よりも実績値が増えているが、これは委員からあったように新2号のニーズが高まっているということが表からも表れていることになる。

(委員)

待機児童の定義は自治体によって様々なので、また待機児童の定義を時々教えていただけたらと思う。

また、個人的な意見で恐縮だが、教育・保育部会は、保育・教育部会の方が馴染みがいいのかなと思う。

(会長)

1ページの表については皆さんよく分からないという方もいらっしゃったのかなと思うが、この辺りについては関わっている人でも理解や解釈がずれていくことがある部分になる。H27の子ども・子育て支援新制度の中で2号教育ニーズといった新しい概念が現れてきて、この辺りのことを今ここで整理することは無理だろうと思う。また待機児童をどうカウントするかということも、それぞれの自治体で違っているところもあり、そのあたりのことについては教育・保育部会の中でももう少し整理していく形の方がいいのかなと思うがよろしいか。

(異議なし)

4. その他

(会長)

事務局から何かあるか。

(事務局)

第2回の会議については、詳細が決まり次第ご案内差し上げたい。

(会長)

本日の会議はこれで終了する。